

## はじめに

現在、地方衛生研究所は全国で81カ所を数える。各都道府県を中心に、政令都市、中核市、特別区などに設置されている。その主な業務は、公衆衛生に関して必要な試験検査、調査研究、研修指導ならびに関連する情報の発信である。しかしながら、地域保健法でその存在が規定される保健所などと異なり、その設置に関して法的な裏付けが無く、要綱はあるが設置基準に欠けている。その結果、各地方衛生研究所の規模、予算、人員配置、事業、研究内容、外部研究資金獲得状況などに大きな差が生まれている事も事実であり、問題となっている。実際、新しい地方衛生研究所の設置判定は、国ではなく、地方衛生研究所全国協議会が行っているのが現状である。

このような背景の中で、当所もそのあり方、存在理由が常に問われるわけであるが、幸いなことに北海道の関係部局諸氏の理解のもと、その役割を滞りなく遂行してきた所である。特に最近では、十分な健康危機管理対応が求められ、対象としては新興再興感染症（輸入感染症を含む）が大半を占めるが、医薬品、食中毒、他の感染症、飲料水など人の健康を害する全ての事柄に対して即応できる体制の整備が必要とされる。北海道の人口は5百数十万人（札幌市、函館市を含む。両市とも独自の衛生研究所を持つ。従って、道内には3カ所の衛生研究所が存在する）であるが、その面積は広大で、常に迅速で正確な解決策が求められる。そのため、保健所を含む行政関連部局との緻密な連携とともに、最終的な公的検査、研究機関として対応すべく衛生研究所の充実もまた大切なこととなる。さらに、全国の研究機関等との共同とともに、道内で解決できることは可能な限り行う姿勢も求められている。このような内容と方向性が今後も持続し、それらの真の向上が肝心である。加えて、公的結果報告は、十分な精度管理に基づく内容であることはもとより、本来その信頼性が問われることとなり、研究所としてはたす役割は、常に重要となる。

なお、本所報第66集は、当所にて調査研究をした平成27年度の報告が主に含まれます。感染症、食品科学、生活環境科学関連の内容となりますが、多少なりとも皆様のお役に立つことがありますように願うと共に、忌憚の無い御批判、御指摘を頂ければ幸いです。

平成28年12月

北海道立衛生研究所長 岡野素彦